

徳島県病院薬剤師奨学金返還支援事業費補助金の概要

○目的

徳島県保健福祉部薬務課 TEL : 088-621-2231

県内の病院（南部・西部圏域内）開設者が行う薬剤師の奨学金返還支援事業の実施に要する経費に対して補助を行い、病院薬剤師の確保・育成を図る。

○背景・課題

薬剤師の偏在指標

	県全体	東部	南部	西部
病院 薬剤師	0.94	1.06	0.76	0.62

目標偏在指標「1.0」

薬剤師の実際の労働時間（供給）
＝薬剤師の必要業務時間（需用）

- ・二次保健医療圏における、「南部圏域」・「西部圏域」では病院薬剤師が不足している。
- ・チーム医療の一翼を担う病院薬剤師の確保は喫緊の課題である。

南部圏域：小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、
那賀町、牟岐町、美波町、海陽町
西部圏域：美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

○概要

奨学金返還支援（令和8年度から実施）

【補助対象事業者】南部・西部圏域内の病院の開設者

※奨学金返還支援制度を設ける等の要件を満たす病院として県に申請し、登録された事業者

【補助金額、補助期間】病院から支援する額の1/2（1人あたり「上限3万円/月」）

※1名への最長補助期間は6年 最大補助額：3万円×12月×6年×1人＝216万円

【補助人数】毎年5人まで（上限10人）

※原則1病院1人分とするが、予算の範囲内で複数名の申請を認める。

※応募多数の場合は、各病院の薬剤師充足率等を勘案して決定する。

※南部及び西部圏域の病院や薬局等の調剤を実施する施設からの転職者でないこと。

【主な補助要件】

奨学金返還支援を受ける薬剤師は、総補助期間（返還支援を受けた月数）に2分の3を乗じた期間、当該病院で勤務し、病院の研修プログラムを受講すること。